主 文 本件各控訴を棄却する。 理 由

弁護人河本喜与之の控訴理由は、末尾添付の同人作成の控訴趣意書記載のとおりであるから、これに対して左のとおり判断する。

かくして論旨はすべて理由がないので刑事訴訟法第三九六条に則つて本件各控訴 を棄却することとし、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 尾後貫荘太郎 判事 堀真道 判事 堀義次)